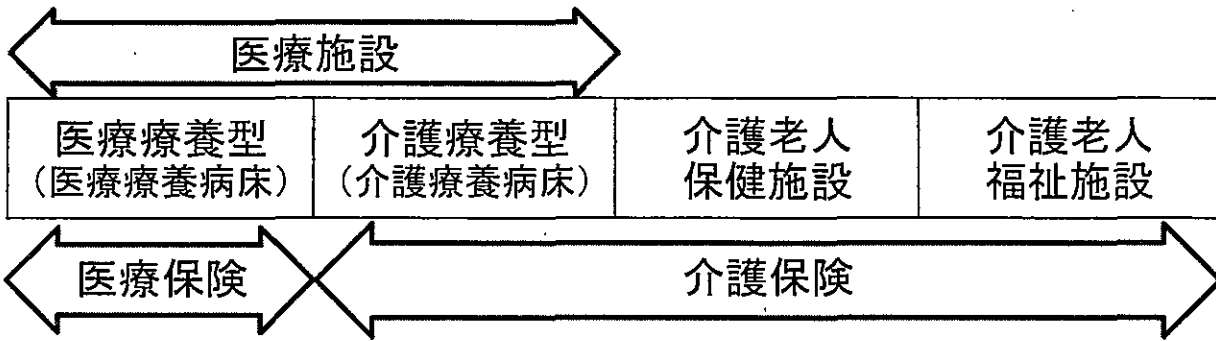


医療保健業の区分について



開設主体別施設数

(厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、平成23年10月1日現在)

	介護療養型 医療施設 (1,888施設)	介護老人 保健施設 (3,719施設)	介護老人 福祉施設 (6,254施設)
医療法人	81.9	74.3	—
地方公共団体	4.8	4.5	7.5
公的・社会保険 関係団体	1.1	2.0	0.1
社会福祉法人	1.1	15.6	92.4
その他	11.1	3.7	—

(単位: %)

介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る。)で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設